

同一労働同一賃金部会（仮称）の設置について（案）

平成 29 年 3 月

- 同一労働同一賃金の実現に向けては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、
 - ① どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する
 - ② 不合理な待遇差の是正が円滑に行われるよう、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討することとされている。

- このうち①については、昨年末に「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表したところ、今後、当該ガイドライン案をもとに法改正の立案作業を進め、ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえ最終的に確定することになっている。

また、②については、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、法制度の具体的な在り方を議論する必要がある。

本部会は、これらの同一労働同一賃金の実現に向けた具体的な方策について検討するため、設置するものである。

- 非正規雇用としては、派遣労働、パートタイム労働、有期契約労働という 3 つの雇用形態が存在するところ、非正規雇用労働者の待遇改善を実効性あるものとするためにはこれらの雇用形態について一体的に検討を行うことが必要であることから、本部会は職業安定分科会、雇用均等分科会、労働条件分科会のそれぞれに設置し、毎回 3 部会を合同開催することとしたい。